

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(請 願)

請願第17号

市条例制定に関する請願（採択）

(請願の趣旨)

当会は、青森市の中心繁華街である本町地区を安全・安心である快適な町として発展させるべく、地区内の町内会、飲食店、ビル管理会社及びビル所有者らが会員となり、青森警察署の御協力をいただき、平成20年11月27日に発足された会員数100名程度の団体である。

昨今の本町地区では、おおむね夜の9時から深夜3時ころにかけて、常時30名を超える風体好ましからぬ客引きと呼ばれる飲食店への入店を勧誘する者が常時路上にたむろし、通行人につきまとい、訪れたお客様が希望する店に入れないなど、地区の飲食店における正常な営業活動や消費活動が阻害されている。

このため、県内有数の社交場の一つである本町地区から常連客や観光客の客足が遠のくなどの悪影響が出ているばかりか、地域住民の平穏な生活環境も悪化している。

これらの状況を改め、市民や観光客が安心して本町地区を訪れることができるように、また地域住民安心して生活ができる環境を取り戻すために、阻害要因である客引きを一掃する必要があり、これら客引きをする者を処罰する条例の制定が必要であると考え、本件請願に至ったものである。

(請願事項)

1. 青森市において、必要な地域（主に本町周辺地域）を指定し、同指定地域内において、客引きと呼ばれる飲食店への入店を勧誘する者を処罰する条例を御制定いただきたい。

平成21年9月4日

請 願 者 青森市本町二丁目11番11号「百代」内
青森市本町安全・安心まちづくり協会の
会長 浪内 進
紹介議員 奈良岡 隆

(陳 情)

陳情第6号

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成に関する陳情（継続審査）

(陳情の趣旨)

本県の平均寿命は御承知のとおり全国では下位に属しており、高齢期の死亡要因を改善することが重要である。

高齢者の死亡要因の第4位となっているのが肺炎で、高齢者の肺炎は死亡につながる重篤な疾患とされ、肺炎球菌に罹患することで起こる病気である。

これらの感染症予防には肺炎球菌ワクチンの接種が有効とされることから、全国の自治体でワクチン接種のための対策が講じられており、ワクチン接種により肺炎感染後の重症化も予防することができ、費用対効果も各地で実証されている。

肺炎球菌ワクチンの接種は、1回の接種で5年間有効とされているが、1回の接種費用が7000円前後と高額なため、高齢者世帯にとっては負担が大きく、自治体の助成が不可欠であり、全国で助成をする自治体が拡大している。

本県では外ヶ浜町、東通村が既に助成を決定しており、青森市においても肺炎球菌ワクチン接種のための費用助成を実施するよう、下記事項について陳情する。

(陳情事項)

肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を助成すること。

平成21年9月1日

陳 情 者 青森市松原 1 - 2 - 12
青森県保険医協会
会長 河原木 俊光

陳情第7号

乳幼児期のヒブワクチン接種の助成に関する陳情(継続審査)

(陳情の趣旨)

本県の平均寿命は御承知のとおり全国では下位に属しており、厚生労働省の資料では、特に本県男性の平均寿命が短く、ワースト30位に16市町村が名を連ねる状況である。

平均寿命は、0歳児が平均して何年生きられるのかをあらわした統計値であり、平均寿命アップには乳幼児期と高齢期の死亡要因を改善することが重要である。

乳幼児期の死亡要因の一つに細菌性髄膜炎が上げられている。細菌性髄膜炎には年間1000人の子どもたちが罹患し、そのうち約5%のとうとい命が奪われ、25%もの子どもがその後遺症と向き合っている。その原因菌の60%がヒブ(Hib)で敗血症、急性咽頭蓋炎も引き起こすとされている。

これらの感染症はワクチンで予防することができ、WHOでは乳幼児への定期接種を推奨し、既に多くの先進国で定期接種化され、子どもたちを感染から守っている。

世界からおくれること10年以上たち、ようやく日本でもヒブワクチンの接種がスタートしたが、接種費用は1回7000円前後で、計4回の接種が必要とされ、任意接種のため全額自己負担というのが現状のため、各地で助成が広がっている。

子どもたちの命や健康はお金にかえられないが、若い子育て世代にとっては大きな負担である。経済的な事情が子どもたちの命の格差を生み出すことになりかねない。ワクチン接種により感染後の重症化も予防できることから、費用対効果も各地で実証されている。

このようなことから青森市においても、ヒブワクチン接種のための費用助成を実施するよう、下記事項について陳情する。

(陳情事項)

乳幼児期のヒブワクチン接種費用の一部を助成すること。

平成21年9月1日

陳 情 者 青森市松原 1 - 2 - 12
青森県保険医協会

陳情第9号

融・流雪溝の設置及び管理運営に関する条例の制定を求める陳情（不採択）

（陳情の趣旨）

青森市は、これまで幼児から高齢者までが安全で安心して暮らせるまちづくり、環境づくりに長年努められてきた。特に、冬期間における雪対策としては、当市が30万都市でも有数の豪雪都市であることから、青森市雪対策基本計画を策定し、1つには、冬期の円滑な道路交通の確保、2つには、雪に強いまちづくりの推進のため、冬期歩行者空間確保施設の整備や地域における自主的な除排雪のための施設の整備、雪に強い街区の形成などが進められてきた。

しかし、これらの行政事務を規制する条例等が制定されていなかったことから、青森県及び青森市が事業主体となって実施している融・流雪溝の管理運営についても、根拠となる規程が示されず、地域住民の理解と協力を得ることが困難な状況にある。

よって下記事項について強く求める。

（陳情事項）

融・流雪溝の設置及び管理運営に関する条例を制定し、青森市が責任を持って運用すること。

平成21年11月9日

陳 情 者 青森市桜川一丁目 526
青森市桜川団地町会
町会長 松井 亀彦 外 8 人
